

「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」 に対するパブリックコメントの実施結果概要

1 実施期間

令和3年2月9日（火）から令和3年2月28日（日）まで

2 資料の公表場所

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 幕別町のホームページ | (11) 札内南コミュニティセンター |
| (2) 幕別町役場1階ロビー | (12) 農業者トレーニングセンター |
| (3) 忠類コミュニティセンター1階ロビー | (13) 札内スポーツセンター |
| (4) 糠内出張所 | (14) 町民会館 |
| (5) 駒島公民館 | (15) 百年記念ホール |
| (6) 札内コミュニティプラザ | (16) 忠類体育館 |
| (7) 忠類ふれあいセンター福寿 | (17) 保健福祉センター |
| (8) 幕別南コミュニティセンター | (18) 老人福祉センター |
| (9) 幕別北コミュニティセンター | (19) 農業担い手支援センター |
| (10) 札内北コミュニティセンター | |

3 意見の提出件数

- (1) パブリックコメントの提出件数 42件
内訳：郵送2件、FAX10件、メール8件、回収ボックス20件、持参2件
- (2) パブリックコメント（意見）の延べ件数 70件

4 意見の内訳

- ・見直しに賛成する意見 4件
- ・見直しに反対する意見 5件
- ・文化協会加盟団体に対する減免を要望する意見 14件
- ・体育連盟加盟団体に対する減免を要望する意見 5件
- ・各種団体に対する減免を要望する意見 2件
- ・高齢者に対する減免を要望する意見 8件
- ・定期使用に対する減免を要望する意見 1件
- ・へき地に対する減免を要望する意見 1件
- ・後援等に対する減免を要望する意見 1件
- ・指定管理者の使用に係る意見 1件
- ・少年団登録団体以外の小中学生の団体に対する減免を要望する意見 1件
- ・高校生の個人利用料金に対する意見 2件
- ・低廉な料金設定を求める意見 6件
- ・パークゴルフ場の有料化を求める意見 8件
- ・利用率の低いパークゴルフ場の廃止を求める意見 1件
- ・ナウマン公園キャンプ場の有料化を求める意見 1件
- ・算定方法に係る意見 5件
- ・施設改修、施設管理の改善を求める意見 2件
- ・使用料の還付に係る意見 1件
- ・現行料金に対する意見 1件

「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」 に対するパブリックコメントの実施結果

「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」について、幕別町パブリックコメント手続実施要綱に基づき、住民の皆様から意見を募集したところ、42人から延べ70件のご意見が寄せられました。

本パブリックコメントの実施結果では、寄せられたご意見をそれぞれ基本方針(案)の該当する部分ごとに分け、同様の意見についてまとめて掲載しております。

ご意見の要旨及びご意見に対する町の考え方については、次のとおりです。

| | |
|---|-------------------------------|
| A | 意見を受けて案を修正するもの |
| B | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| C | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの |
| D | 案に取り入れなかったもの |
| E | 案の内容についての質問等 |

| はじめに（P1）に関する意見 | | |
|---------------------|---|--|
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 【見直しに賛成する意見】 | | |
| 1 | 老人福祉センターの利用者はほとんど同じメンバーであり、限られた町民だけが利用する施設は有料にするべきです。たとえ100円でも。施設も老朽化して修繕費もかかります。有料化は当然だと思います。 | 基本方針(案)1頁において、公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求めるとしてあります（受益者負担の原則）。 |
| | 今はどこも使用料がかかります。見直しには賛成です。 | |
| | 利用者の負担がなければ事業の継続が困難になるのであれば、利用者の負担は必要と考えます。 | |
| | 町の財政があまり良くないなら有料にした方が良い。 | |
| B | | |
| 【見直しに反対する意見】 | | |
| 2 | 施設の有料はしないでほしいです。 | 基本方針(案)1頁において、公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求め、使用料の見直しを図ります（受益者負担の原則）。 このことから、現在、使用料が設定されていない施設においても、管理運営費（光熱水費、人件費等）がかかっていることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担をお願いすることとしてあります。 |
| | 老人福祉センターは現状維持（無料）で。老人にとって絶対必要な施設です。温泉は健康及びリラククスで楽しく過ごせること。医療費の減少にもなっていると思います。 | |
| | 忠類は文化面の参加が多い街です。年々、歳が一つひとつ上になりますが、老後の楽しみとして、地域の高齢化を遅れさせられるとても良いことです。それも無料で使える場所があるからです。楽しみを取らないでください。有料化反対です。 | |
| | 町民が文化、趣味、健康増進のために使用している施設を有料にするのは反対です。困ります。高齢の女性（つまり低い年金生活者）で少人数の会員で払いきれません。少なからず、これまで働いて町のためにも貢献してきた老後は仲間と楽しんで心身の生活を豊かに過ごしたいと考えています。文化やスポーツに対する町の姿勢が問われます。町の評価が下がります。 | |
| D | | |
| 【見直しに反対する意見】 | | |
| 3 | 依田テニスコートは当団体が春の雪解けから、落ち葉の処理、ローラーがけ、ラインテープ貼り等の作業を行っており、また、クレートコートも風化し何とか整備しながら使用している状態をご存じでしょうか。 当団体が整備をしなくなった運動公園のテニスコートの状況を見ればわかるように、とても有料化に値するコートではないため、このような状況の中での有料化には反対いたします。 | 日頃より、依田公園テニスコートをご利用いただき、また、施設の整備に関しましてご協力いただいておりますことをお礼申し上げます。 依田公園テニスコートにつきましても、現行の無料から使用料を見直すこととしてありますが、基本方針(案)4頁において、施設の修繕や維持補修に要する費用は使用料算定の基となる原価に算入しておりませんので、ご理解をお願いいたします。 なお、施設の管理につきましては、利用者と意見交換をしながら、適切に実施してまいります。 |
| | D | |

| I 使用料について 1 見直しの適用範囲（P 2～3）に関する意見 | | |
|---|---|--|
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 4 | 【パークゴルフ場の有料化を求める意見】 | <p>今回の見直しの範囲は、基本方針(案)2頁において、使用料の算定方法を明確化(ルール化)する観点から、公の施設のうち、誰でも使用が可能であり、かつ、使用に伴いかかる経費(光熱水費、人件費等実費相当額)と使用料(対価)の関係において、一定のルールに基づき統一的な算定方法により料金設定することが可能な施設としております。</p> <p>パークゴルフ場の使用料につきましては、徴収管理面から、個人利用にかかる使用料は現行どおり設定せず、団体の「大会等使用に限る」場合のみ、新たに使用料をお支払いいただく施設として、当初検討しておりました。</p> <p>しかしながら、団体予約をして使用料をお支払いいただいても、他の施設とは異なり、占有しての利用ができないこと、さらには、団体予約をせず、利用することも可能であることなどから、個人・団体利用を問わず、使用料見直しの適用範囲から除外することとします。</p> <p>なお、パークゴルフ場の使用料につきましては、負担の公平性・公正性の観点から、基本方針(案)とは別に使用料等負担の在り方について引き続き検討してまいります。</p> |
| | パークゴルフ場の使用料が町外の人がかからないことが納得いかず、温泉の有料化は、パークゴルフ場の使用料を取ってからの話だと思えます。温泉は町民以外はダメ、パークゴルフ場は良いでは納得できません。 | |
| | 町外のパークゴルフ場使用者は有料とした方が良いでしょう。 | |
| | 近隣市町村へパークゴルフ場管理経費の一定額の負担を求める。はらっぱ36コースは、約95%は近隣市町村の住民が利用していると思う。 | |
| | パークゴルフ場については、何らかの集金の方法を考えなければ町民の不満は増加するでしょう。オリンピックの町、文化の町として、衰退を食い止められるようお願いいたします。 | |
| | 札内川の河川敷にあるパークゴルフ場は帯広からもきていますし、百年記念ホール近くのところは、十勝川温泉にきた旅行者等がバスを横付けして利用しています。このようなところは有料にした方が良いでしょう。 | |
| | パークゴルフ場は管理費が大変だとお聞きし、他町村からの利用者が多いとのことなので、ためらわず管理費代金を利用者からもらって穴埋めしてください。 | |
| 施設の有料はパークゴルフ場の有料の方が先だと思います。幕別以外の人が多いからです。 | | |
| パークゴルフ場も有料にした方が良いでしょう。町外者がかなり多いです。 | A | |
| 5 | 【ナウマン公園キャンプ場の有料化を求める意見】 | <p>基本方針(案)3頁において、ナウマン公園キャンプ場については、施設を使用する方と使用しない方との負担の公平性・公正性を確保する観点から、現行の無料から使用料を見直すこととしておりますが、使用料については、新たに発生する管理費用等を含め算定いたします。</p> |
| | 町外の人が多く利用しているキャンプ場が無料なのは納得できない(水、電気、トイレ、ごみ)。 | |

| I 使用料について 2 見直しの基本方針 (2) 算定方法の明確化 ②原価計算の基礎（P 5～6）に関する意見 | | |
|--|--|--|
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 6 | 【施設改修、施設管理の改善を求める意見】 | <p>基本方針(案)4頁において、施設の建設や修繕等に要する費用は使用料算定の基となる原価に算入してはおりませんが、施設の改修や修繕につきましては、必要に応じて計画的に実施してまいります。</p> <p>なお、施設の清掃については、今後につきましても適切に管理してまいります。</p> |
| | 老人福祉センターの温泉利用に入浴料を取るのであれば、館内を清潔にして、利用内容の充実をしてください。 | |
| | 老人福祉センターが有料になるのであれば浴槽をきれいにして、脱衣所を大きくしてほしいです。 | C |

| I 使用料について 2 見直しの基本方針 (3) 施設の性質別分類と受益者負担割合の整理 ③算定方法（P 7～8）に関する意見 | | |
|--|--|---|
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 7 | 【算定方法に係る意見】 | |
| | 有料化により、各施設の利用者減が想定されます。従って受益者負担割合は年々増加するのではないのでしょうか。 | 基本方針(案)7頁において、受益者負担割合は、施設の性質別分類によって50%と100%の2分類と設定しているため、利用者の増減によって受益者負担割合の50%と100%は変更となりません。 なお、会議室などの貸室等の使用料は、年間の管理運営費を基に1㎡当たりの時間原価から算定するため、利用者減により年間の光熱水費等が減少すると、使用料も減額となります。 また、個人利用の使用料については、年間の施設利用者数から算定しており、利用者が減少すると使用料が増額となるため、各施設の情報提供や利用しやすい環境作りを行い、多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。 |
| | | E |
| 8 | 【現行料金に対する意見】 | |
| | 札内コミプラの現行の使用料ですが、面積の大きい集会所が午後2,000円で、面積の小さい集会所が2,600円ずつとバランスが取れていないと思います。古い施設なので計算上そうなるのかと思いますが、利用上では大集会所が有利な条件となるので、ご検討を。 | 基本方針(案)7頁において、会議室などの貸室等の使用料は、年間の管理運営費を基に1㎡当たりの時間原価から算定するとしているため、見直し後においては、同じ施設内の会議室等は面積に比例して使用料が設定されます。 |
| | | B |

| I 使用料について 2 見直しの基本方針 (4) 減額・免除基準の整理・統一化 ①団体等の利用にかかる基準（P 9）に関する意見 | | |
|---|--|---|
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 9 | 【文化協会・体育連盟加盟団体等各種団体に対する減免を要望する意見】 | |
| | 他市町村でも有料化の動きがあり、致し方ない部分はあると思いますが、すべて有料化というのは納得できません。それでは文化協会はどうなるのでしょうか。解散に追い込まれるのが目に見えますが、どのようにお考えなのでしょうか。 できれば現状維持でお願いしたいですが、せめて3割負担などのなんらかの軽減措置が必要だと思います。でなければ、幕別町の町民文化は廃れていくことになると思います。それとも文化協会は不要なので、町でなんらかの対応をするということなのでしょうか。 | 日頃より施設を利用いただいている各種文化団体、体育団体の皆様には、本町の文化・スポーツ振興に多大な貢献をいただいておりますことをお礼申し上げます。 基本方針(案)1頁において、公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求めることといたしました（受益者負担の原則）。 つきましては、現行で使用料が免除されている団体においても、年間の管理運営費を基に1㎡当たりの時間原価から算定した使用料により、その応分の管理運営費に当たる使用料を負担いただくこととしております。 しかしながら、いただいたご意見を踏まえ、町の文化・スポーツの普及振興の一翼を担っている、文化・スポーツ団体等を支援するため、発表会や展示会等については、年3回を上限に、町が共催することにより使用料を免除するとともに、活動が円滑にできるよう、施設の予約についても優先予約を行うこととします。 |
| | 今まで文化協会所属の特典で、町の施設を無料で使用させていただきました。このことが文化協会所属の最大のメリットと言っても過言ではありません。そのメリットがなくなることは文化協会会員の減少も懸念されます。 できることならば現行どおりをお願いいたします。実現が難しいのであれば、せめて割引などのご配慮をいただきたいと思っております。 | |
| | 百年記念ホールの調理実習室を使用しています。会員は全員が幕別町民で、文化協会に加入し、使用料免除で材料費のみで20年以上活動してきましたが、使用料が発生すると会員数が少なく、活動が持続できません。会員の持病や年齢なども考え、今回のことで活動を終えることを話し合っています。 | |
| | アマチュアの社会人の文化、スポーツ団体の育成維持発展の観点から、札内スポーツセンターや幕別農業者トレーニングセンター、各コミセン等においても、今利用している団体の週一度2時間程度の無料使用を確保して頂けるよう特段の配慮をお願いいたします。 | |
| 現状の体育団体の活動は、町民の健康維持に大変寄与しているものと考えられるので、その部分の評価考慮と検討をお願いしたい。 | | |

受益者負担は理解致しますが、現在の50～75%の減免にならないでしょうか。昨年来のコロナ禍で人と人との交流が心身の健康に重要な役割を果たすと痛感しています。

今のコミプラはたくさんの方が利用し、交流できて雰囲気の良い施設です。スポーツも文化もどんなサークルも継続しやすい施策を是非お願い申し上げます。

現在、文化協会の会員として施設使用料の免除をいただいておりますので、会の運営に影響が出てまいります。会員数が少ない上に高齢による退会者が続いております、会費収入の減額が見込まれます。

つきましては、免除までは要望いたしません、段階的な減免措置または文化協会会員割引、さらには団体割引など、条件付きで割引などを検討いただければ幸いです。改正後は文化協会の運営にも少なからず影響が想定され、ひいては、幕別町の文化及び生涯学習行政の低下に繋がるのではないかと懸念するところです。

今まで文化協会加盟団体については月4回無料でしたが、これが全く撤廃され適正価格の50%となると、活動が立ち行かなくなる団体が多く出るのではと危惧します。段階を踏んで、無料回数を2回設定にするとか、料金の3割負担にする等緩和措置が必要と考えます。

文化協会団体の活動は忠類地域において、地域の文化芸術発展に深く貢献しており、地域住民の方々にも良い影響を与えていると確信しております。コンサートホールなどない忠類では、文化協会団体の活動を見たり聴いたりすることにより、豊かな人生を送れると思うからです。体育協会団体の活動も然りです。

無料であることが一番ですが、それが無理ならば減免の拡充をお願いいたします。

見直しにより全額負担となれば、負担が大きく、文化協会自体を脱退するサークルが多くなるのが懸念されます。もちろん、高齢化によりサークル活動を断念しているところもあります。他市町村の文化協会の活動では、半額免除としてくれてとても活動がしやすいのが現状です。そのようにしていただくと、サークル活動も継続しやすくなると考えます。

私たちのサークルは地域での交流、健康保持、仲間意識の高揚、忠類音頭の普及、地域への交流として年5回のレクダンスの披露を目的に活動しています。仲間の楽しみだけを優先しているわけではありません。地域への貢献もしっかりと考えております。今までの対応で是非とも心が通じる毎日を忠類で頑張りたいと思っています。

今後の文化協会のことを考えますと、メリットがなくなると脱退団体が増加し存続危機になる。会費が減少し、芸術祭も出来なくなります。百年記念ホールを貸し切り状態の日が3日続けば補助金の3倍は必要になります。現在頂いている補助金はプログラムやチラシ等で会費がなければそちらも不足します。芸術祭、総会については免除を、また文化協会加盟団体、体育団体には何割かの減免をお願いします。

文化協会に所属して文化活動の発展と自分たちの実力を磨いてきました。それが会場使用料を取られることになれば、今までのような活動はできません。文化活動、スポーツ等を縮小させることは当然のことと思われまます。経費を第一に考え、住民のことをないがしろにしたものと考え、反対いたします。今までどおりに使わせてほしいです。

文化協会加盟団体で活動しています。コミセンの使用が近い将来有料化になる予定という話を聞き困惑しております。有料化になれば気軽に楽しめなくなると思うからです。どうぞ現状のままをお願いしたいと思ひます。

ずっと「幕別町は、町民が利用しやすいように施設使用料を無料にしてくれている町」と友人に自慢してきました。さすがに、無料では申し訳ないと思っていたので、今回の見直しは仕方がないと思っています。

しかし、無料だから気軽に利用できるという人は私も含めて多くいます。有料になったら今まで気軽に考えていたものも躊躇するようになり、やがて家から出る回数が減り、しまいには引き籠るようにならないか心配です。

健康を維持し、元気にはつらつと生きている町民が幕別町をまた自信をもって語れるようになれるよう、利用しやすい料金であることを望みます。例えば、団体割引など各種軽減措置をお願いします。

9

A

| | | | |
|----|--|--|---|
| 10 | 【文化協会加盟団体に対する減免を要望する意見】 | | A |
| | <p>スポーツ少年団は減免措置の対象とのことですが、幕別町はスポーツは推奨するが文化には貢献しない町なのではないでしょうか。子供は優遇するが大人はそれに値しないと考える町なのではないでしょうか。公平性を保つためとありましたが、それが本当に公平なのではないでしょうか。何が公平なのか、何を大事にするのか、今一度考えるべきだと思います。</p> | <p>団体等の利用にかかる減免として「町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合」と設定しており、スポーツに限らず、中学校及び高等学校の文化系部活動についても減免の対象としております。</p> <p>なお、子供については、幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。」と規定しており、さらには教育上の観点から、減免の対象としております。</p> <p>文化振興に対する支援としては、いただいたご意見を踏まえ、文化協会加盟団体が開催する発表会や展示会について、年3回を上限として、町が共催することにより使用料を免除、また、日々活動を行っている町内の文化団体やスポーツ団体等定期利用団体の施設予約については、優先予約が可能とします。</p> | |
| 11 | 【へき地・定期使用に対する減免を要望する意見】 | | D |
| | <p>無料であることが一番ですが、それが無理ならば減免の拡充をお願いいたします。へき地、年間使用など。</p> | <p>基本方針(案)7頁において、貸室等の使用料は、それぞれの施設ごとに年間の管理運営費を基に1㎡当たりの時間原価から算定しているため、へき地にある施設または年間を通して定期使用している場合においても、公平性・公正性を確保する観点から、その応分の使用料を負担いただくこととしております。</p> | |
| 12 | 【後援等に対する減免を要望する意見】 | | D |
| | <p>各種大会となると使用料も跳ね上がり、開催困難となる可能性もあるので、町の後援等頂いた場合の減免率を上げていただきたい。</p> | <p>基本方針(案)7頁において、貸室等の使用料は、年間の管理運営費を基に1㎡当たりの時間原価から算定しているため、大会等で長時間使用する場合においても、公平性・公正性を確保する観点から、その応分の使用料を負担いただくこととしております。</p> <p>なお、基本方針(案)9頁において、町が共催する行事のために使用する場合の使用料は免除と設定しております。</p> | |
| 13 | 【指定管理者の使用に係る意見】 | | E |
| | <p>基本方針(案)に指定管理者が指定管理している施設を使用する場合の使用要件が見当たらないため、明記が必要と考える。</p> | <p>指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者が使用料を収入として収受できる利用料金制を採用しているため、指定管理者が使用した場合の使用料はそのまま指定管理者の収入となるため明記しておりません。</p> | |
| 14 | 【少年団登録団体以外の小中学生の団体に対する減免を要望する意見】 | | D |
| | <p>町スポーツ少年団登録団体以外の、中学生以下の選手で構成している団体についても免除対象としてほしい。</p> | <p>基本方針(案)9頁において、体育施設の個人利用については、青少年の健全育成を支援・推進する観点から、中学生以下の方は無料としておりますが、団体等の占用使用については、学校の教育活動に位置付けられている町内の中学校及び高等学校の部活動のほか、少年団は各団体ごとに代表者及び指導者を登録し、指導者研修会を開催している町スポーツ少年団登録団体が、本来の目的のために使用する場合に限り免除として設定しております。</p> | |

| I 使用料について 2 見直しの基本方針 (4) 減額・免除基準の整理・統一化 ②個人利用にかかる基準（P9）に関する意見 | | |
|--|---|--|
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 15 | 【高齢者に対する減免を要望する意見】 | |
| | 高齢者人口の占める割合が年々増加し、高齢者の健康増進についても意を用いられていることは存じますが、老人福祉センターの活用は益々必要不可欠な施設であると考えます。町としても行政改革大綱を定められていることは当然であります。これまでの成果から考え入浴無料で運営されますことを希望します。 | 基本方針(案)1頁において、公共施設の管理運営に要する費用は、広く住民の皆様から徴収した税金により賄われているため、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについて全てを税金で賄うと、施設を使用する方と使用しない方との不公平が生じることから、施設を使用する方に一定の費用等の負担を求めるとし、使用料の見直しを図ります(受益者負担の原則)。 このことから、負担の公平性・公正性を確保する観点から減免基準の見直しを行い、高齢者の方についても一般と同じ使用料をご負担いただくこととしております。 なお、公区長連絡協議会、子ども会育成連絡協議会及び単位老人クラブ等の活動につきましては、活動の主旨に鑑み、行政区の地域コミュニティ活動と同様の取扱いとして適用範囲の特例を準用し、会員が所属する行政区に対応する公共施設を使用する場合に限り、使用料を免除いたします。 |
| | 高齢者に対する減免措置を導入してほしい。 | |
| | 対象施設利用者ウエイトは圧倒的にシニア層が多いと思われるので考慮願いたい。 | |
| | 年金が減額されようとしている中で、使用料までかかるとなれば、気軽に声を掛け合っ趣味を楽しむことも出来なくなり、引きこもりになると運動機能が低下したり、認知症の発症リスクを高めることも考えられるため、高齢者の免除を是非お願いいたします。 | |
| | 免除までは要望いたしません。高齢者割引など、条件付きで割引などを検討いただければ幸いです。 | |
| | 無料であることが一番ですが、それが無理ならば減免の拡充をお願いいたします。65歳以上など。 | |
| 高齢者割引など各種軽減措置をお願いします。 | | |
| 利用者が65歳以上に限られている老人福祉センターを見直すのであれば健康体操に来ている人は無料、温泉のみに来る人は100円の有料、また、月に1週間は無料、8日目からの入浴には100円の有料との案も考えてみたので、参考にしてください。もし、まだ大変な場合は、老福バスを中止にしてください。 | C | |
| 16 | 【高校生の個人利用料金に対する意見】 | |
| | 個人利用の高校生が一般の3割減とありますが、親にとってこの前後がとてもお金のかかる時期です。一般料金の設定にもよりますが、無料か3割負担くらいでいいのではないのでしょうか。 小、中、高校生は無料とし、一般は有料で。 | 基本方針(案)9頁において、高校生の個人利用にかかる使用料については、他自治体の類似施設等の使用料を参考に、「一般料金の3割減額」と設定しておりましたが、いただいたご意見、さらには幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。」と規定していることから、「一般料金の3割減額」から「無料」に修正することといたします。 また、団体等にかかる使用料についても、「町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合は免除と設定しておりましたが、町内の特別支援学校を含む高等学校を対象に加え、「町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校(特別支援学校を含む)において、町が認める行事のために使用する場合は」に修正することといたします。 |

| I 使用料について 2 見直しの基本方針 (6) その他の基準 ②使用料の前納と還付（P10）に関する意見 | | |
|--|--|--|
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 17 | 【使用料の還付に係る意見】 | |
| | これまでの傾向として、全額免除は安直な予約による空振り予約の一因にもなっています。予約者のモラル・意識の問題ともいえますが、真に施設を必要とする人たちにあって不利益が生じないようルール徹底を望みます。 | 施設の予約は現行の午前・午後等の区分から、施設を有効に利用できるよう、1時間単位の予約へ見直します。 また、現在、各条例におきまして、納付された使用料は原則還付しないこととしておりますが、施設の稼働率を確保するため、基本方針(案)12頁において、新たにキャンセル時の使用料の取扱いを定めることといたします。 |

| | | |
|--|---|--|
| I 使用料について 2 見直しの基本方針 (6) その他の基準 ⑤冷暖房加算(P11)に関する意見 | | |
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 18 | 【算定方法に係る意見】 冷暖房費は施設使用料に通年で含まれていますが、冷暖房の通気期間が示されていません。百年記念ホールは冷暖房設備の切り替えや局部暖房が管理上困難なため、原則通気期間の指定をお願いします。 | 分かりやすく簡素な料金設定を行う観点から、基本方針(案)5頁のとおり、冷暖房に係る光熱水費は使用料算定の基となる原価に算入し、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととしました。 |
| | 冷暖房費の分離を考慮願います。百年記念ホールの大ホールは面積・体積が大きいため、冷暖房投入には余熱を含む大きな負荷がかかり、一般室と同様に扱うのは無理があると考えます。 | |
| | | D |

| | | |
|---|--|----------------------------------|
| III 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力 4 サービスの充実、利用者拡大施策の実施と経費削減の努力(P16)に関する意見 | | |
| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
| 19 | 【利用率の低いパークゴルフ場の廃止を求める意見】 サーモン、明野、新田の森等、利用率の低いパークゴルフ場の廃止。 | 本意見は、パークゴルフ場の在り方に関するご意見として、賜ります。 |
| | | |
| | | E |

IV 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置）（P17）に関する意見

| 番号 | 意見の要旨 | 意見に対する町の考え方及び修正内容 |
|----|---|--|
| 20 | <p>【低廉な料金設定を求める意見】</p> <p>1日100円くらいだと良いと思います。</p> <p>有料化するとしても、各団体の組織が持続可能な低廉な料金設定をお願いいたします。有料化により、町民の文化の向上や、体力の維持向上に貢献してきた各団体が消滅しないように、重ねて要望いたします。</p> <p>使用料が高額になるのは避けていただきたい。</p> <p>文化団体で負担増が見込まれ、それにより文化協会を脱退することが予想され、地域文化振興の妨げとなり、衰退することに繋がる。 料金を負担することは理解できるが、現行が無料で使用していることもあるので、料金を低額に設定してほしい。</p> <p>文化協会加盟で月4回の利用無料が、今後料金が発生し負担額が大きければ団体の加入が少なくなり、存続が難しくなると思うので、少額で利用できるよう要望します。</p> <p>私たちは自分たちで好きな歌を思いっきり歌い、合唱を楽しんできました。地域の老人ホーム、デイサービス、保育所、シーニックカフェ等でも披露してきました。忠類ナウマンの里や幕別町歌など地域に根差した歌も歌い継がれていくよう普及に務めてまいりました。会員は高齢化してきましたが、今後益々自分たちの健康のため、そして地域に明るい歌声を届けるよう活動していきたいと思っております。 使用料がかかるのは当然のことと思いますが、少しでも安い料金で借りられるよう考えてはいただけませんか。忠類から文化芸術の灯を消さないためにも少しでも安い料金で借りられますよう熟慮していただきたいと思っております。</p> | <p>使用料の設定については、施設を使用する方と使用しない方との負担の公平性・公正性を確保する観点から、統一的な計算方法により使用料を算定し、一定の費用等の負担を求めるとしています。</p> <p>ただし、基本方針(案)17頁において、町民負担の急激な上昇を防ぐため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度とする激変緩和措置を設けています。</p> <p>なお、基本方針(案)では、人件費や管理運営費などを行政コストとして捉え、使用料を算定することとしているため、経費節減を進めることが、結果として使用料の低減につながることから、今後とも業務の見直しなどの経費節減に取り組んでまいります。</p> <p>また、新料金の適用に当たり、営利目的等や町外の方が利用する場合を除き、令和4年10月1日（予定）から令和7年3月31日までの2年6か月の間、町民の負担軽減を図るべく、使用料を5割減額することとします。</p> |
| 21 | <p>【算定方法に係る意見】</p> <p>利用者全体を考えると、当初の軽減措置等の考慮が必要と思われる。</p> | <p>基本方針(案)17頁において、使用料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の1.5倍を限度とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の50%を限度とすることとしております。</p> <p>また、現在、使用料を無料としている町民及び町内の各種団体については、いただいたご意見を踏まえ、急な負担増を防ぐため、令和4年10月1日（予定）から令和7年3月31日までの2年6か月の間、使用料を5割減額する激変緩和措置を設けることといたします。</p> |
| 22 | <p>【算定方法に係る意見】</p> <p>スポーツ施設において、他町村の使用料との整合性を持たせて欲しい。</p> | <p>基本方針(案)17頁において、見直し後の使用料が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、実情に応じて使用料の見直しを調整することとしております。</p> |

A

A

B